

●一般の中小企業退職金共済事業における退職金の未請求者に対する取組

一般の中小企業退職金共済事業においては、退職金の確実な支給に向けた取組として、以下の取組を実施している。

1. 継続して実施している取組

① 未請求者に対する請求勧奨

- i) 退職後3か月経過しても未請求のままである者のいる対象事業所に対して、事業主から未請求者へ請求手続を行うように要請する通知を行っている。
- ii) 住所等の情報を提供するよう事業所に依頼し、それにより入手した情報に基づき、機構が直接未請求者へ請求手続を行うよう要請している。

【平成20年度実績】

- 〈対象〉・平成15年度～18年度に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所
- ・200万円以上の未請求者がいる対象事業所
 - ・平成13年度に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所（対象事業所内の当該未請求者以外の未請求者も含む。）

○住所提供を依頼した事業所 25,294事業所（対象者72,582人）

□提供された住所情報に基づき、請求手続きを促した未請求者
20,085人（21年12月末現在）

□請求書の受付を確認した人数 12,347人（21年12月末現在）

※ 住所提供依頼は平成20年度中に行われたが、平成21年度に入って住所が提供される場合もあるため、上記の数字は平成21年12月末現在のものである。

【平成21年度実績（4～12月末）】

- 〈対象〉
- ・平成19年度に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所
 - ・平成12年度以前に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所（都市部について発送済み。都市部以外は22年度発送予定）
 - ・平成20年度に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所
（対象事業所内の当該未請求者以外の未請求者も含む。）

○住所提供を依頼した事業所 27,375事業所(対象者57,089人)

□提供された住所情報に基づき、請求手続きを促した未請求者

14,001人(21年12月末現在)

□請求書の受付を確認した人数 7,258人(21年12月末現在)

② フリーコールの設置

平成19年10月よりフリーコールを設置し、退職者等からの照会に対応している。

【平成20年度実績】

・電話等照会件数 1,458件

・回答必要件数 950件

うち請求権があったもの 94件

【平成21年度実績(4~12月末)】

・電話等照会件数 602件

・回答必要件数 543件

うち請求権があったもの 63件

③ 注意喚起文の掲載

平成20年度から未請求についての注意喚起文をホームページ及び送付書類等に掲載し周知を図っている。

④ 加入通知の送付(周知の徹底)

平成20年4月から、新規及び追加加入の被共済者に対して、加入通知を配付するよう、事業所に依頼している。

【平成20年度実績】

・新規加入被共済者 143,319人

【平成21年度実績(4~12月末)】

・新規・追加加入被共済者 317,583人

⑤ 調査

・平成20年度の「退職金実態調査」(平成20年10月実施)において、未請求の原因についての調査を加入事業所1万所に対し実施した。その結果、約5,900所から回答があり、平成21年2月に集計した。

- ・平成21年度の「退職金実態調査」（平成21年10月実施）において、中退共制度の加入経路（加入周知を含む）についての調査を平成20年度加入企業、約8,000所に対し実施した。その結果、約5,200所から回答があり、平成22年2月に集計した。

2. 平成21年度実施の新たな取組

第2期中期計画に基づき、以下のとおり更なる取組を行っている。

① 「加入状況のお知らせ」の送付

年に1度、事業所あてに送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」を平成21年度から被共済者単位に切り離せる様式に変更し、制度加入周知を目的とした「加入状況のお知らせ」を被共済者へ配付するよう事業所に依頼することとした。

② ホームページへの加入事業所名の掲載

都道府県名、事業所名により、加入事業所を検索できるシステムを構築し、事前に行った事業所への掲載可否の回答により、法人事業所の掲載を7月21日より開始した。また、個人事業所の掲載にあたり屋号掲載の希望に応えるべく、掲載用データの整備を行い9月28日より掲載を開始した。

3. 今後の取組

○ 退職者の住所情報把握

退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成23年度末までの実施を検討する。

(参考1)

1. 脱退から2年経過後の未請求状況

年 度	2年経過後 未請求者件数 ①	退職金等受給権者件数 (()内は脱退年度) ②	未請求率 ①/②
17年度	8,859	294,338 (H15)	3.01%
18年度	7,758	274,620 (H16)	2.82%
19年度	7,334	268,178 (H17)	2.73%
20年度	5,599	277,341 (H18)	2.02%
21年度(12月末)	5,275	287,773 (H19)	1.83%

2. 未請求時効処理

年 度	時効処理 ①	退職金等受給権者件数 (()内は脱退年度) ②	時効処理割合 ①/②
16年度	10,292	295,790 (H11)	3.5%
17年度	9,269	306,427 (H12)	3.0%
18年度	8,529	327,793 (H13)	2.6%
19年度	7,138	321,579 (H14)	2.2%
20年度	6,613	294,338 (H15)	2.2%

3. 時効処理後支給

年 度	件 数 (件)	金 額(千円)
16年度	573	360,528
17年度	509	351,396
18年度	534	427,423
19年度	845	508,353
20年度	4,864	1,734,585
21年度(12月末)	6,109	1,007,660

(参考 2)

中小企業退職金共済制度加入企業の 実態に関する調査結果の概要

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部 業務運営部

1. 調査の概要

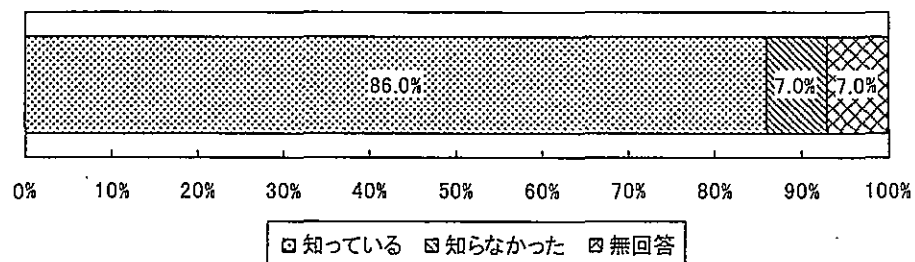
- ・ 中小企業退職金共済制度（中退共制度）に加入している共済契約者（事業主）の中から都道府県別・産業別にスキップ抽出をした10,000社を対象に、メール便による調査を実施。
- ・ 調査実施期間は平成20年10月22日～11月7日
- ・ 有効回答数は5,902社（回収率59.0%）

2. 中退共制度加入の通知義務と従業員への通知について

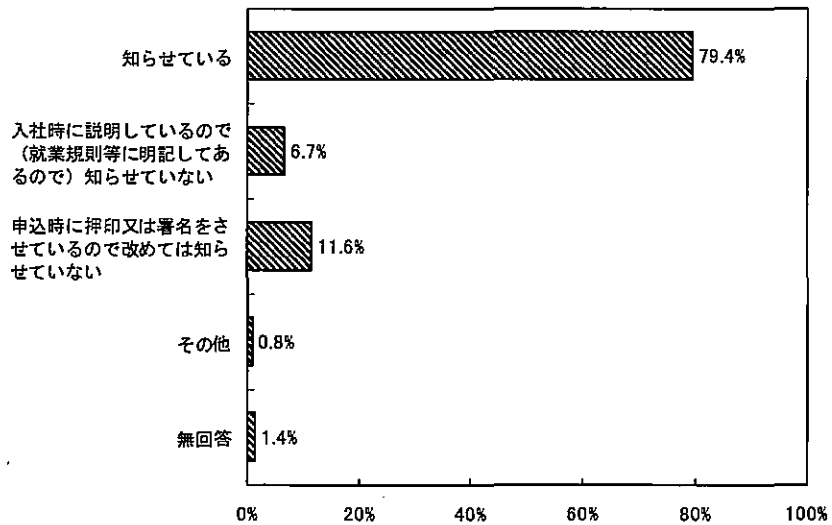
中退共制度に加入したことを、共済契約者はその従業員に知らせることとされているが、そのことについて「知っている」と回答した企業は86.0%（5,076社）、「知らなかった」と回答した企業は7.0%（415社）、「無回答」が7.0%（411社）で、8割以上の企業は知っていることになる。

また、中退共制度に加入したことを従業員に知らせているかについては、「知らせている」が79.4%（4,688社）と最も高くなっており、「申込時に押印又は署名をさせているので改めては知らせていない」が11.6%（687社）、「入社時に説明しているので（就業規則等に明記してあるので）知らせていない」が6.7%（394社）の順となっている。

○中退共制度加入の通知義務（5,902社）



○従業員への通知(5,902社)



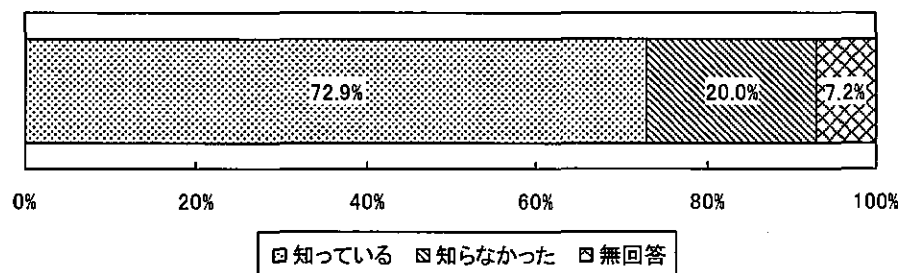
3. 「退職金共済手帳」の提示義務と従業員への提示について

従業員から要望があった時は「退職金共済手帳」を提示することとされているが、そのことについて「知っている」と回答した企業は72.9%(4,301社)、「知らなかった」と回答した企業は20.0%(1,178社)、「無回答」が7.2%(423社)であり、中退共制度加入の通知義務より「知っている」割合が13.1%(775社)下回る。

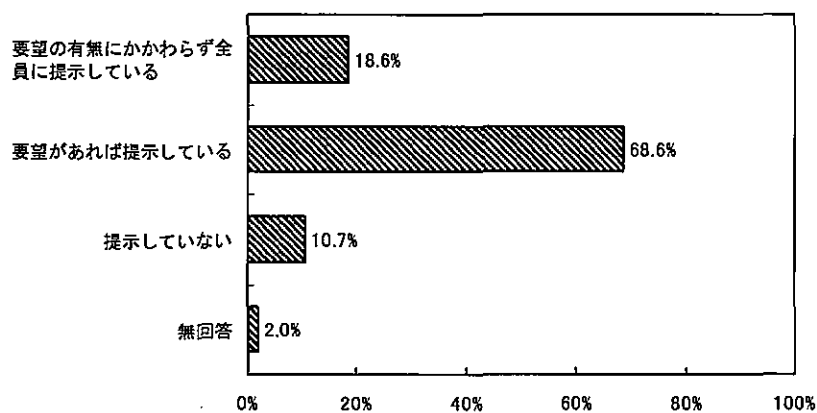
また、「退職金共済手帳」を従業員へ提示しているかについては、「要望があれば提示している」が68.6%(4,051社)と最も高く、「要望の有無にかかわらず全員に提示している」が18.6%(1,098社)、「提示していない」が10.7%(633社)の順となっている。

「提示していない」理由としては「提示の要望がない」、「提示義務を知らなかった」、「手帳を紛失した」などが挙げられた。

○「退職金共済手帳」の提示義務(5,902社)



○従業員への「退職金共済手帳」の提示(5,902社)

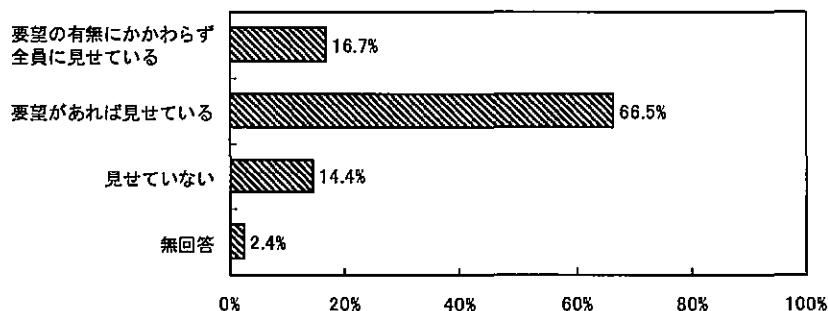


4. 従業員への「掛金納付状況票及び退職金試算票」の提示について

毎年送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」を従業員に見せているかについては、「要望があれば見せている」が66.5%(3,926社)と最も高く、「要望の有無にかかわらず全員に見せている」が16.7%(987社)、「見せていない」が14.4%(847社)となっている。

「見せていない」理由については、「要望がない」が最も高くなっており、他には「特に理由がない」、「見せる必要がない」、「試算額が小さい」などが挙げられた。

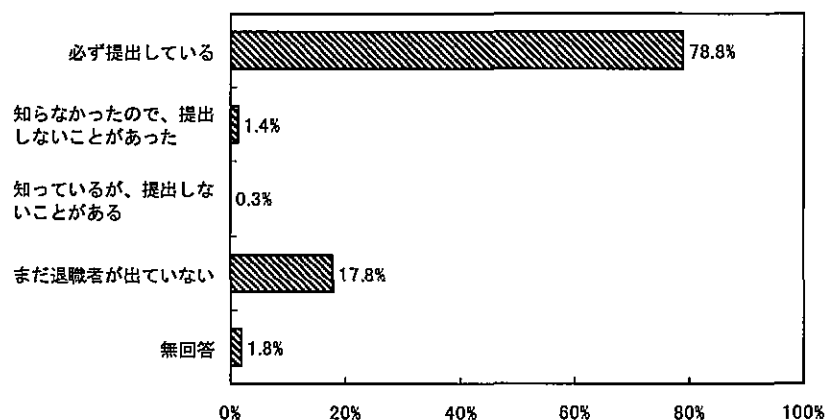
○従業員への「掛金納付状況票及び退職金試算票」の提示(5,902社)



5. 「被共済者退職届」の届出義務について

従業員が退職した時は、「被共済者退職届」を機構に提出することとされているが、「必ず提出している」と回答した企業は78.8%(4,649社)となっている。また、回答があった5,902社から、「まだ退職者が出ていない」(1,050社)と「無回答」(104社)を除いた4,748社に対して、「必ず提出している」と回答した企業の割合は97.9%(4,649社)となっており、概ね「被共済者退職届」は提出されていることがうかがえる。

○「被共済者退職届」の届出義務(5,902社)

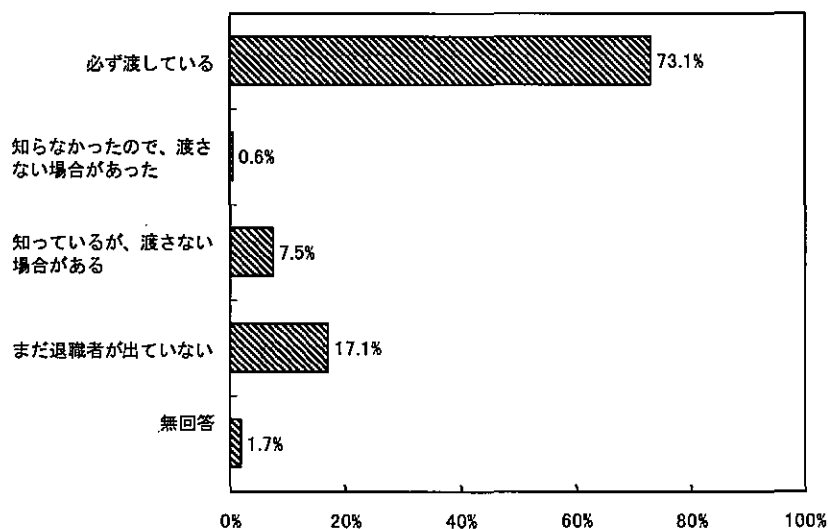


6. 「退職金請求書」の交付義務と交付しない場合について

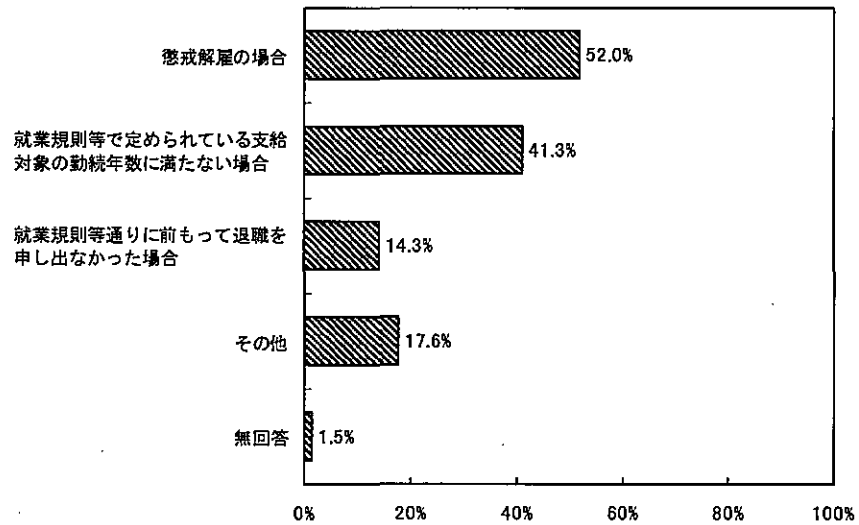
従業員が退職した時、「退職金請求書」を従業員に渡すこととされているが、「必ず渡している」と回答した企業は73.1%(4,313社)となっている。また、回答があった5,902社から、「まだ退職者が出ていない」(1,009社)と「無回答」(103社)を除いた4,790社に対して、「必ず渡している」と回答した企業の割合は90.0%(4,313社)となっている。

また、退職金請求書の交付義務を「知らなかったので、渡さない場合があった」(36社)、「知っているが、渡さない場合がある」(441社)と回答した企業477社に、それほどのような場合かを尋ねたところ、「懲戒解雇の場合」が52.0%(248社)、「就業規則等で定められている支給対象の勤続年数に満たない場合」が41.3%(197社)、「就業規則等通りに前もって退職を申し出なかった場合」が14.3%(68社)、「その他」が17.6%(84社)となっている。

○「退職金請求書」の交付義務(5,902社)



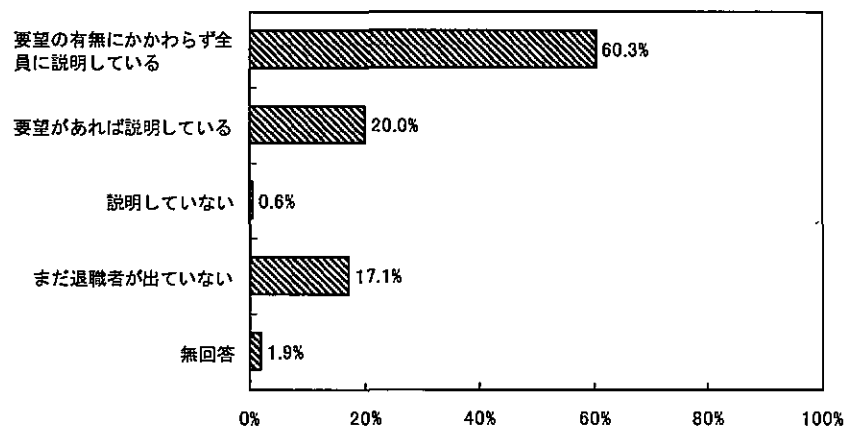
○「退職金請求書」を交付しない場合(477社)：複数回答



7. 退職金請求手続きの説明について

退職者に、退職金の請求手続きの説明をしているかについては、「要望の有無にかかわらず全員に説明している」と回答した企業は60.3% (3,560社)、「要望があれば説明している」と回答した企業は20.0% (1,182社)となっている。また、回答があった5,902社から、「まだ退職者が出ていない」(1,010社)と「無回答」(115社)を除いた4,777社に対して、「説明している(「要望の有無にかかわらず全員に説明している」(3,560社) + 「要望があれば説明している」(1,182社))」と回答した企業の割合は99.3% (4,742社)となっており、概ね退職金請求手続きの説明はされている。

○退職金請求手続きの説明(5,902社)

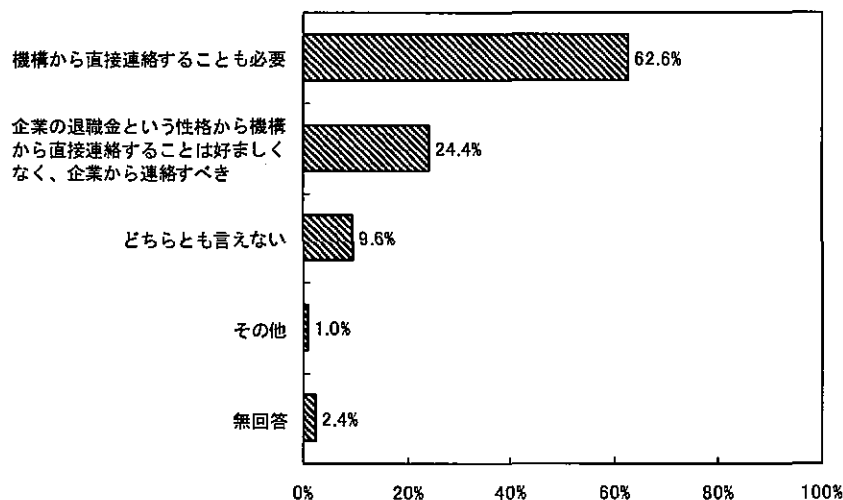


8. 退職金未請求の場合の連絡と「退職金請求書」を紛失した場合等の直接送付について

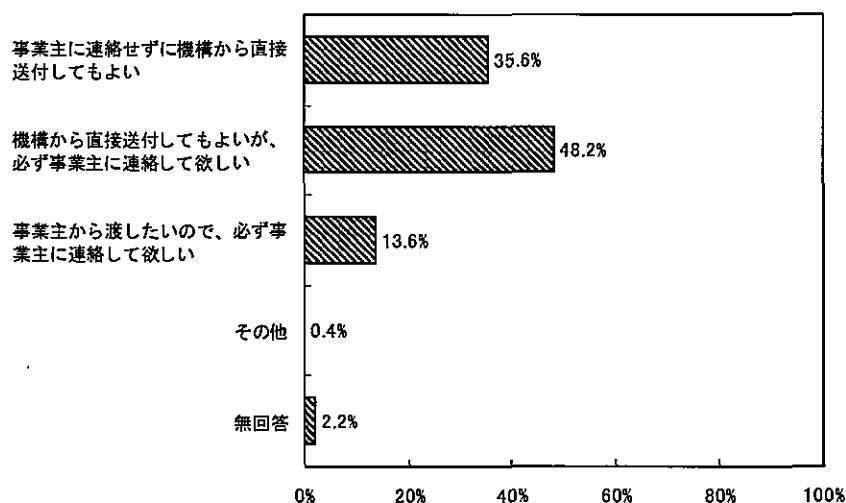
退職した従業員が、退職後一定期間経過しても退職金を請求していない場合、機構から本人に直接連絡をすることについては、「機構から直接連絡することも必要」と回答した企業は、62.6% (3,694社)と6割を超える。「企業の退職金という性格から機構から直接連絡することは好ましくなく、企業から連絡すべき」とする回答は24.4% (1,438社)、「どちらとも言えない」が9.6% (567社)となった。

また、「退職金請求書」は、事業主から従業員に渡すこととされているが、退職後、従業員が「退職金請求書」を紛失した場合等に機構から従業員に直接送付することについては、「機構から直接送付してもよいが、必ず事業主に連絡して欲しい」が48.2% (2,843社)と最も高く、次いで「事業主に連絡せずに機構から直接送付してもよい」が35.6% (2,102社)、「事業主から渡したいので、必ず事業主に連絡して欲しい」が13.6% (803社)の順となっている。

○退職金未請求の場合の連絡 (5,902社)



○「退職金請求書」を紛失した場合等の直接送付 (5,902社)

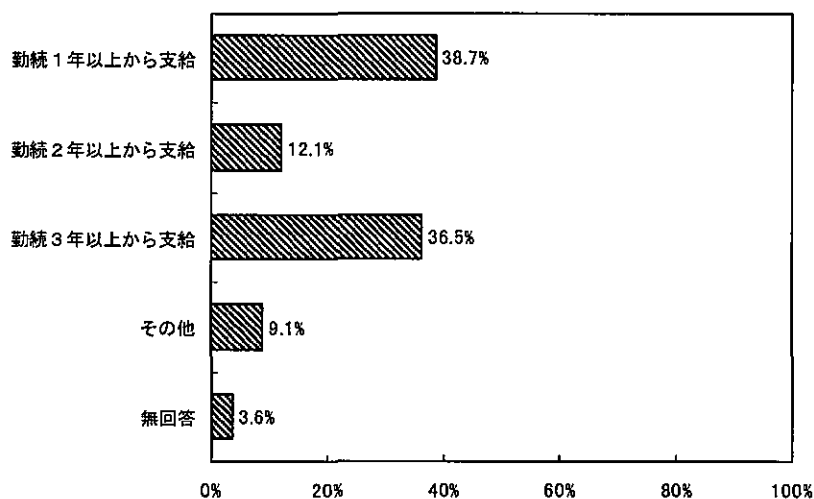


9. 勤続年数による支給要件と懲戒解雇の場合の取り扱いについて

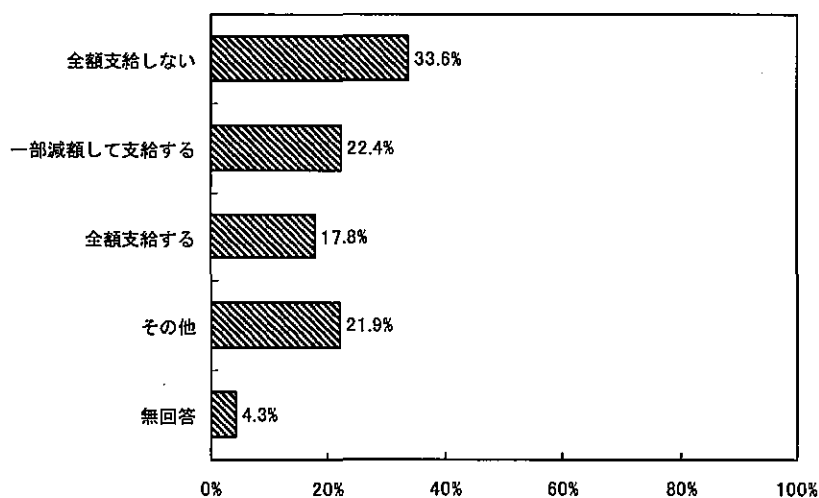
勤続年数による支給要件については、「勤続1年以上から支給」が38.7% (2,282社)、「勤続3年以上から支給」が36.5% (2,156社)とほぼ同じ割合となっており、「勤続2年以上から支給」は12.1% (716社)と割合が低い。「その他」については、9.1% (536社)、「無回答」が3.6% (212社)となっている。

また、懲戒解雇の場合どのように取り扱うかについては、「全額支給しない」が33.6% (1,986社)と最も高く、「一部減額して支給する」が22.4% (1,320社)、「その他」が21.9% (1,292社)、「全額支給する」が17.8% (1,050社)の順となっている。

○勤続年数による支給要件(5,902社)

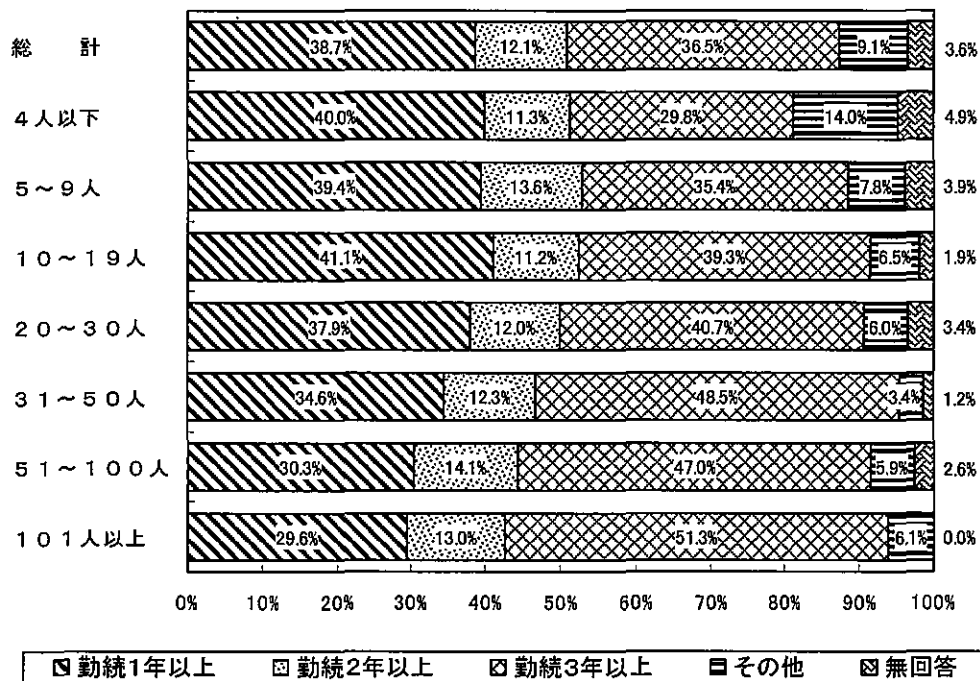


○懲戒解雇の場合の取り扱い(5,902社)



[参 考]

○勤続年数による支給要件の従業員規模別(5,902社)



○懲戒解雇の場合の取り扱いの従業員規模別(5,902社)

